

平成 26 年 3 月 20 日

国土交通省 関東地方整備局
横浜工事事務所長
森 勝彦 殿

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会
会長 比留間 哲生

「高速横浜環状南線」及び「横浜湘南道路」に関する説明会について

今般、3月17日及び18日に鎌倉芸術館において計画された首記説明会は、住民を愚弄する暴挙で許すべからざる背信行為であり、ここに強く抗議致します。また、当日の説明は地権者に理解できる努力が全くなされず土地収用法に準拠するものではなかったものと言わざるを得ず、従って説明会とは認められません。

1. 憲法に違反する

私有財産は憲法29条で、これを侵してはならない。と規定されており、一方的で誠意のない土地収用は認められない。当該道路は、国家国民に膨大な負債を残し、自然と住環境を破壊するものであり公益とはほど遠いものである。

2. 事業評価監視委員会に反する

当該道路については、国土交通省における事業評価監視委員会における付帯条件において、住民合意を得る事とされており、住民や地権者に対し丁寧な説明と合意への努力がなされるべきであり、それは強制収容という強硬手段とは相入れない。それは住民合意を放棄するものである。

3. 公害紛争処理法に反する

事業者は地権者を含む住民と、当該道路により予想される大気汚染公害に関する紛争中であり、神奈川県公害審査会において調停中である。それにも拘らず、強制収容という強硬手段をちらつかせる事は暴力団にも等しい愚挙である。

4. 人間としての信義に反する

事業者と地権者を含む住民は合意の上で、ほぼ1～2か月毎に質問と対話を行っており、その裏で強制収容を目的とした行為は、住民感情を無視する、誠意のかけらもない行為であり一方的に対話を拒否するものである。この間、町会長の質問状を4年も放置しながらこの度、おざなりの回答書をこの説明会の案内に同封した態度は住民を愚弄するものである。3/18 配達証明で送付した再質問状（NEXCO 東日本横浜工事事務所長宛て）に早急な回答を求める。

第4項で述べた事業者と住民の質問と対話は、3月25日開催が約束されている。
松實課長のみならず横浜国道事務所における上位責任者の出席を強く求める。

以上